

令和3年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

1 日時 令和3年7月6日(火) 午後2時～3時30分

2 場所 恩賜林記念館 特別会議室

3 出席者 13名

(委員) 猪俣委員、中山委員、新田委員、古屋委員、
室伏委員、渡辺委員 (五十音順)

(事務局) 農政部 : 三井次長

農村振興課 : 雨宮課長、熊王課長補佐、五味課長補佐、
淡路専門員、曾雌技師、内藤主事

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
- 4 その他
- 5 閉会

6 会議に付した事案の案件

- (1) 令和2年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

7 議事の概要

(1) 令和2年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

(委員長)

まず事務局から説明をし、その後、委員の方々のご意見を伺いたい。

それでは、令和2年度中山間地域等直接支払交付金について事務局から説明いただきたい。

(事務局)

資料1に基づき説明。

(委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(委員)

7ページの農業生産活動等に関する事項のうち、担い手の確保、地場農産物等の加工・販売を行った協定の具体的な活動内容を教えていただきたい。

(事務局)

具体的な活動内容については、把握していないため後日回答させていただく。

回答： 地域内での声かけ、話し合い等により、若い世代への協定参加を促すとともに、地域内の農地管理状況を把握し、耕作・管理が困難となった場合の後継者への移行をスムーズに行うなど担い手の確保に努めている。

また、地場農産物等の加工・販売については、直営の加工・販売施設を開設し、農業者の利益拡大、農地維持につなげている協定もある。

(委員)

協定を結ばない理由として、高齢化や事務負担が大きい等があるが周知も不十分と感じており、例えば担い手の確保に取り組み、高齢化の解消に繋げる等といった具体的な活動内容を把握し、事例として紹介することも必要ではないか。

(事務局)

周知は大変重要と考えており、毎年実施している市町村担当者会議等において県内の優良事例についても紹介し、集落に伝達してもらいたいと考えていきたい。

(委員)

2ページの協定参加者の構成で非農業者とは具体的にだれか。

(事務局)

農地を持たないため交付金の交付対象にはならないが、集落協定メンバーとして集

落内での共同活動に参加している方です。

(委員)

公募で一般の方が参加できるというものではなく、地域の住民でないとだめか。

(事務局)

はい。

(委員)

その他の組織とは、どのような組織か。

(事務局)

土地改良組合や水利組合等をまとめてその他の組織としている。

(委員)

農業生産組織構成とは何か。

(事務局)

機械施設共同利用組織構成員、農作業受委託組織の構成員、集落営農組織の構成員などです。

(委員)

構成員は、普通の農家とは違うのか。例えばどのような方か。

(事務局)

田植えや稲刈りを農家から頼まれる組織や、機械の共同利用の組織の方です。

(委員)

2 ページの表 6、1 協定当たり及び 1 協定参加者当たりの平均面積について、通常単価で交付金を受けている協定の 1 協定当たり面積、1 人当たり面積はともに減少し、8 割単価の協定ではともに増加しているが、理由がわかるか。

次に、5 ページの表 1 2、共同取組活動への充当割合について、中北地域と他の地域で傾向が全く異なる状況である。この地域による差について、わかれば教えていただきたい。

最後に 6 ページの表 1 3、共同取組活動に対する交付金の使用金額について、「その他」が最大となっているが、「その他」の内訳はどうなっているのか。

(事務局)

まず、1 協定当たり及び 1 協定参加者当たりの平均面積について、通常単価の協定ではともに減少し、8 割単価の協定では増加している理由だが、第 5 期対策から通常単価を受けるための要件が変わっており、単純比較ができないため、現時点でこれに関する分析はできていない。後日回答とさせていただきます。

回答： 通常単価については、面積、協定数、参加者とも増加しているが、面積の増加率に比べ協定数、参加者の増加率が大きいため、平均値としては減少した。一方、8 割単価については、面積の減少率に比べ協定数、参加者の減少

率が大きいため、平均値としては対前年比で増加している形になっている。
そのため、今回8割単価の協定面積が一協定当たり及び一人当たりとも対前年比で増加したことについては特に理由はないものと考えている。

また、共同取組活動への充当割合の地域による差についても、原因究明ができていないため、先の質問と併せ後日回答とさせていただきます。

回答： 共同取組活動への充当割合について、ほとんどの市町村で市町村からの指導は無く、協定独自で決定している。市町村から指導をしているところも半額程度の充当を指導しているが、最終的には協定の決定である。

次に、表13の「その他」の内訳は、共同利用機械の購入や農地整備のための積立金と、その他の共同活動に係る費用となるが、そのほとんどが積立金である。積立の理由としては、災害に備えている協定が多い。

(委員長)

積立ができることがこの制度の特徴であり、今までに無い素晴らしい活動に繋がると考えている。単年度では無理なので積立を行い、共同利用の機械を購入するなど、制度の趣旨に沿った運用をしているが、表やグラフに表すと誤解を招きやすい部分でもある。

(委員)

7ページの表14、農業生産活動等のうち、耕作放棄の防止等に関する事項について、「賃借権設定・農作業の委託」とあるが、高齢化等により土地が守れない場合に、農業法人等への農作業の委託は行われているのか。

(事務局)

委託に対する需要は非常に多い。中北地域、特に北杜市では、受託者となる農業法人も多いが、他の地域では委託希望は多い一方、受託者がいない状況。

県としては、農地中間管理機構等を通じて耕作できなくなった農地を担い手に集積する、といったことによるフォローも進めている。

(委員)

地域外から人に来てもらうためには、田植え体験やイベントの開催、PR等により、受け身ではなく自ら発信していくことが必要。地域に人がいなければ他から呼び込み、農作業等を一緒に行うことができたらと考えている。

(事務局)

当課でも、農村地域に来ていただいて、農村体験や農業体験をしながら宿泊もするという「農泊」を推進しており、その地域の良さを知っていただくとともに、農業体験を通じて少しでも耕作放棄地の解消にも繋がればと考えている。

(委員)

昨年、コロナ禍を考慮して野外イベントを企画し、大根抜き体験や大豆の収穫体験を行い大変好評であった。こうしたきっかけから耕作放棄地への興味も湧くのではないか。

(委員長)

集落を中心にできている制度であり、集落がなくなってしまうと制度だけが残ることとなる。新しい人の流れをどう作り、分散型の社会をどう作るのかが課題になっており、今のお話のように人の流れを作っていくことが重要。

以上をもちまして、本日の議事のすべてを終了いたしまして、委員長の任を解かせていただく。議事進行へのご協力ありがとうございました。